

県老連では、令和2年度に「組織及び運営方法の見直し」の検討を行い、①理事・監事の減員、②女性委員会と若手委員会の統合、③常設の3部会を必要の都度設置する「諮問委員会」に発展的改組するなどの改革案をまとめ、令和3年度から実施しています。

令和3年度は、引き続き、県老連の「財務改革」に取り組みこととし、「諮問委員会」の諮問を受け、現在、ブロックに対して行っている助成(①地区強化費、②健康づくり・介護予防支援事業、③若手委員が取り組む老人クラブ活性化事業)や「の

じぎくクラブ兵庫助成」の全面見直し、さらに、「財団基金積立資産」(旧基本財産)の運用決定方法の適正化に取り組んでいます。

この見直しは、既に、理事会でご承認を受け、評議員会でもご報告済みですが、令和4年度の兵庫県予算の成立を待って実施することとなるため、本年度末に、市町老連事務局担当者会議を開催してご説明の上、会員の皆様にお伝えする予定です。



今後の主な行事予定

3月	
1日	ブロック・市町老連 担当者会議
4月	
28日	監事監査
5月	
12日	理事会
27日	評議員会 新任 会長・事務局職員研修会
6月	
8~9日	市町老連会長研修会
29~30日	近畿ブロック老人クラブリーダー研修会
7月	
8日	女性・若手リーダー研修 (東播磨・北播磨・淡路)
14日	女性・若手リーダー研修 (阪神南・阪神北)
22日	女性・若手リーダー研修 (中播磨・西播磨)
29日	女性・若手リーダー研修 (但馬・丹波)
9月	
中旬	高齢者のつどい
27日	グラウンド・ゴルフ県大会 本番
10月	
4日	グラウンド・ゴルフ県大会 予備日
25日	健康ウォークラリー県大会
11月	
7~9日	全老連 全国大会 (60周年)
11~13日	全国健康福祉祭(ねんりんピック) 神奈川・横浜・相模原大会

※ 県老連事務局試案で、変更する可能性があります。  
正式な日程決定は、正副会長会・理事会のご承認が必要となりますので、ご留意ください。

年齢制限もなく  
万が一に備え  
安心な補償

老人クラブ会員だけが利用できる保険です。団体割引が適用されています。他人の物を壊したり、ケガをさせた時の「賠償責任保険」と自分がケガをしてしまった時の「傷害保険」に加入して、元気に活動しましょう。

いきいき活動を支える 老人クラブ会員向けに 傷害保険・賠償責任保険で安心補償

傷害保険

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)  
8,000円タイプと12,000円タイプについては、他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合も対象となります。

- ①対象: 老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者に取りまとめる団体保険です。
- ②保険始期月および保険期間: 年に2回の募集となります。

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
10月	7月15日~9月15日まで	10月1日午後4時から1年間
4月	1月15日~3月15日まで	4月1日午後4時から1年間

- ③掛金払込の条件: 加入申込の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)。※払込手数料は加入申込者負担。老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。
- ④補償範囲・掛金タイプ: ◆24時間型/4タイプ  
-すべてのタイプに特定感染症危険補償(新型コロナウイルス感染症を含む)を追加しました。  
-自転車事故を含む個人賠償責任補償や地震・噴火・津波補償、熱中症危険補償を付加したタイプもあります。  
◆活動型/2タイプ  
6タイプから1人1つ選択してください。複数口加入はできません。

賠償責任保険

他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。(自分のケガは対象になりません。)

- ①対象: 単位老人クラブ(全員加入が条件となります)
- ②保険期間: 毎年10月から1年間(中途加入可)
- ③掛金: 1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④補償: 支払限度額1億円

**公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係**  
〒100-8822 東京都千代田区麹町3-3-2 新霞が関ビル5階  
加入申込書・資料請求先 専用FAX 03-3597-8767 お問い合わせ先 03-3597-8770  
ホームページ http://www.senior-ltd.com/ (老人クラブ傷害保険) メールアドレス hoken@senior-ltd.com  
(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768  
(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課)医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。  
【老人クラブ傷害保険】  
老人クラブ団体傷害保険特約傷害保険・総合生活保険(傷害補償)  
【老人クラブ賠償責任保険】  
施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険  
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。 2021年3月作成 20-TC10866

わたしたちはのじぎくクラブ兵庫の活動をサポートしています